○○自治会（町会）防犯カメラ運用規則

令和　　年　　月　　日総会決定

（目的）

第１条　この運用規則は○○自治会（町会）が所有する防犯カメラシステムの管理・運用について、必要な事項を定めるものとする。

（設置の目的）

第２条　○○自治会（町会）は、地域の安全・安心を確保することを目的に防犯カメラを設置することとする。

（管理責任者及びその責務）

第３条　防犯カメラの管理責任者及びその責務を以下のように定める。

（１）防犯カメラ管理責任者　　　○○自治会（町会）　会長

（２）防犯カメラ管理責任者の責務

防犯カメラ管理責任者は、○○自治会（町会）防犯カメラの運用について適切な管理を行わなければならない。また、東京都北区長に対し、地域における見守り活動の実績報告を毎年度行わなければならない。

（防犯カメラシステムの設置場所）

第４条　防犯カメラシステムの機材は以下の場所に設置することとする。

（１）防犯カメラ設置場所

別紙のとおり

（２）記録装置設置場所

別紙のとおり

なお、防犯カメラ設置場所については、○○自治会（町会）を管轄している○○警察の助言を得たうえで選定している。

（設置表示）

第５条　明確かつ適切な方法で、防犯カメラを設置している旨を表示することとする。

（記録の保管期間）

第６条　記録装置の映像記録期間は１週間程度とする。

（記録の保管方法）

第７条　各カメラに内蔵の記録媒体に保管期間分を上書きしていくこととする。

（記録の廃棄方法）

第８条　記録装置に記録した映像については、映っている人物・建築物等のプライバシーに配慮し、第三者に内容を確認されることがないよう、適切に廃棄する。

（記録の閲覧が可能な者）

第９条　記録の閲覧については、○○自治会（町会）会長、○○自治会（町会）副会長及び○○自治会（町会）防犯担当者が行えることとする。

（記録の閲覧方法）

第１０条　記録を閲覧する場合は、第９条に掲げた者のうち、２名以上の立会がなければ、記録の閲覧をすることはできない。

２　記録の閲覧をする際は、記録に映っている人物・建築物等のプライバシーに配慮し、第三者に内容を確認されることがないよう、適切なセキュリティ対策等の措置をとることとする。

（記録の外部提供方法）

第１１条　記録の外部提供をする際は、法令に基づく手続きによる場合又は捜査機関から犯罪捜査の目的で公文書による照会を受けた場合に限る。この際、第９条に掲げた者のうち、２名以上の立会がなければ、記録の閲覧又は外部提供をすることはできない。

２　記録の外部提供をする際は、記録に映っている人物・建築物等のプライバシーに配慮し、第三者に内容を確認されることがないよう、適切なセキュリティ対策等の措置をとることとする。

付　則

この防犯カメラ運用規則は、令和　　年　　月　　日から施行する。